

第 1 問 答 案 用 紙 < 1 > (監 査 論)

問題 1

問 1

改訂以前、適正意見が表明された企業の破綻が相次ぎ、財務諸表利用者の「監査を受けているにもかかわらずなぜ破綻するのか」、という疑念が高まっていた。

そこでこの期待ギャップを解消し、財務諸表監査の役割を明確にするとともに、監査基準報告書において継続企業の前提に関する記載が求められるようになった。

問 2 ①

監査人は二重責任の原則により、企業の事業継続能力を保証することはできない。

監査報告書への追記はあくまでも利用者への情報提供の一環であり、財務諸表の適正性に関する監査意見とは明確に区別する必要があるためである。

問 2 ②

監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」という独立区分を設け、重要な不確実性が認められる旨及び当該事項は監査人の意見に影響を及ぼさない旨を記載する。

利用者にとって重要なこれらの情報を注意喚起するためである。

問題 2

問 1 ①

当該事項が監査上の主要な検討事項として記載される場合である。

監査人は、識別した当該事象又は状況について、監査役等とコミュニケーションを行う。

その上で、監査を実施する上で特に注意を払った事項の中から、当年度の監査において

職業的専門家として特に重要であると判断した場合、監査上の主要な検討事項として記載する。

問 1 ②

監査報告書に「監査上の主要な検討事項」区分を設け、監査上の主要な検討事項として

当該事象の内容を記載する。また、当該事象を監査上の主要な検討事項として決定した

理由を記載する。あわせて、重要な不確実性の有無を判断するために監査人が実施した監

査手続等について、当該事象に対する監査上の対応として記載する。

第1問 答案用紙<2> (監査論)

問2①

「事業等のリスク」の不適切な開示が、その他の記載内容の重要な誤りに該当し、当該誤りが修正されない場合である。監査人は、経営者に修正を要請し、修正されない場合には監査役等に当該事項を報告するとともに、修正を要請する。

その後も修正されず、その他の記載内容に未修正の重要な誤りがあると結論付けた場合、当該事項を監査報告書に記載する。

問2②

監査人は「その他の記載内容」区分において、「事業等のリスク」に記載された継続企業の前提に関する事項を特定し、経営者及び監査役等の責任を記載する。

また、その他の記載内容は監査意見の対象に含まれない旨及びその他の記載内容の通読、検討及び報告に関する監査人の責任を記載する。

あわせて、その他の記載内容に存在する未修正の重要な誤りの内容を記載する。

問題3①

監査の固有の限界がある中で、重要な疑義を生じさせる事象又は状況がない旨を積極的に表明するため、現行制度よりも継続企業の前提に係る判断に踏み込んだ対応が必要となり監査人の責任が過重となるおそれがある。

問題3②

重要な疑義を生じさせる事象又は状況がない場合まで一律に記載すると、定型的な記載が増加し重要な不確実性がある場合の注意喚起の効果が弱まるため、監査報告書における情報の有用性が低下するおそれがある。

第2問 答案用紙<1> (監査論)

問題1

連結税引前利益は当期に大幅に減少し、これを指標とすると重要性の基準値が過度に		
小さくなり監査効率を損なうため、従来どおりの採用は適切でない。		
重要性の基準値は、財務諸表利用者が注目する項目、企業の業績・財政状態、指標の安定		
性等を考慮し、企業の実態を適切に反映する指標により決定する。		
指標	連結売上高	連結総資産額

問題2

問1

特定個人が事業経営に直接関与することで、企業の目標達成が促進され、内部統制システ
ムの有効性に大きく貢献する可能性がある一方、情報や権限が集中することで内部統制
が無効化され、虚偽表示が生じやすくなるおそれがある。

問2

社長は利益に対する強気の計画を好み、経理部が保守的な見積りを出しにくい雰囲気
があるため、棚卸資産の評価に経営者の偏向が生じる可能性が高く、固有リスクは高く
評価される。また、取締役会で社長の提案に対する質問や異議がほとんどなく、経営者へ
の牽制が機能していないため、内部統制が無効化される可能性が高く、統制リスクも高く
評価される。

第2問 答案用紙<2> (監査論)

問題3

問1

明細表は企業が作成した情報であり、IT全般統制が不十分と評価されている状況において、監査人は記載された情報と在庫一覧や入在庫記録を突合してその情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手する必要がある。

問2

鑑定評価書は経営者の利用する専門家の業務によるため、監査人は当該専門家の適性、能力及び客観性を評価し、その業務を理解するとともに、関連するアサーションに照らして監査証拠としての適切性を評価する。本問では、経営者との個人的関係から客観性に疑念があるため、経営者及び当該専門家と職業的専門家に適用される規定等について協議する。懸念が解消しない場合、必要に応じて監査人が専門家を利用するなどして、追加的な監査証拠を入手する。

問題4

当該棚卸資産はグループの重要性の基準値を大幅に上回る量的重要性を有するため、監査人は棚卸立会の代替手続が実施可能か検討する。実施できない場合、棚卸資産の実在性及び評価について十分かつ適切な監査証拠を入手できないため、未発見の虚偽表示があるとすれば財務諸表に及ぼす可能性のある影響を評価する。

当該棚卸資産は連結総資産の12.5%を占め、仮にその10%が存在しないだけでも赤字に転落する可能性があり、その影響は重要で、財務諸表全体に広範な影響を及ぼす可能性があると判断されるため、監査意見を表明しない。